

官報

号外

平成十一年二月二日

○第四百十五回 衆議院會議録 第四号

平成十一年二月二日(火曜日)

平成十一年二月二日

正午 本会議

○本日の会議に付した案件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

内閣から、社会保険審査会委員長及び同委員に次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

社会保険審査会委員長に古賀章介君を、

同委員に加茂紀久男君及び佐々木喜之君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

○岸田文雄君 議案十程に関する緊急動議を提出いたします。

大蔵委員長提出、平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長村井仁君。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔村井仁君登壇〕

○村井仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、本日、大蔵委員会において全会一致を

もって起草、提出したものでありまして、平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記録の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平成十年度において約三億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

平成十一年二月二日 衆議院会議録第四号 議長の報告

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 宮下 創平君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る一月二十一日付をもって小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、平成八年十月二十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、平成十一年一月二十日知久馬三子君が当選人と決定、同月二十一日当選告示し、当選証書を付与した旨の報告書を受領した。

一、去る一月二十一日付をもって小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、平成八年十月二十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、平成十一年一月二十日小島敏男君が当選人と決定、同月二十一日当選告示し、当選証書を付与した旨の報告書を受領した。

一、去る一月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十年度第二・四半期における予算使用の状況

一、去る一月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づ

く平成十年十一月二十七日から平成十一年一月十八日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

平成十年度第二・四半期における国庫の状況

一、去る一月二十九日、内閣を経由して法務大臣中村正三郎君から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成十年団体規制状況の年次報告を受領した。

(政府委員任命)

一、去る一月二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十日議長において承認した鈴木宗男外二百二十三名(浜中裕徳及び西村六善を除く)を、二十一日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一月二十五日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十日議長において承認した浜中裕徳外一名を、二十五日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(当選証書対照)

一、中国選挙区において繰上補充により当選した議員知久馬三子君及び北関東選挙区において繰上補充により当選した議員小島敏男君に対し、去る一月二十一日当選証書の対照を終わった。

(必召議員)

一、去る一月二十五日以後、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

福井県第三区

比例代表選出

東京都

小選挙区選出

山梨県第一区

小選挙区選出

静岡県第七区

静岡県第七区

辻 一彦君
比呂 兵輔君
中尾 栄一君
木部 佳昭君
(以上一月二十五日)
(一月二十六日)

(議長変更)

一、昨日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二三三 谷畑 孝君
二三四 石原 伸晃君
二三六 佐藤 静雄君
二三七 宮路 和明君
二三八 久野統一郎君
二三九 増田 敏男君
三〇一 赤城 徳彦君
三〇七 浅野 勝人君
三〇八 福田 康夫君
三〇九 井奥 貞雄君
三二〇 河村 建夫君
三二一 福永 信彦君
三二二 細田 博之君
三九三 松岡 利勝君
三九四 衛藤 晟一君

小選挙区選出

福井県第三区

比例代表選出

東京都

小選挙区選出

山梨県第一区

小選挙区選出

静岡県第七区

静岡県第七区

坂井 隆憲君
森 英介君
坂本 剛二君
山口 俊一君
山本 有二君
鈴木 俊一君
知久馬三子君
小島 敏男君
(以上一月二十六日)

(議長指定)

一、去る一月二十一日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

二 知久馬三子君
四五四 小島 敏男君
(理事補欠選任)
一、去る一月二十二日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 太田 昭宏君(理事北側一雄君去る一月十四日委員辞任につきその補欠)
理事 池田 元久君(理事前田武志君去る一月十八日委員辞任につきその補欠)
理事 中井 治君(理事加藤六月君去る一月二十二日理事辞任につきその補欠)
一、去る一月二十六日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 佐藤 茂樹君(理事赤松正雄君去る一月十四日委員辞任につきその補欠)
理事 横路 孝弘君(理事石井紘基君去る一月十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る一月二十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 北村 哲男君（理事生方幸夫君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

理事 河合 正智君（理事倉田栄喜君去る一月二十七日理事辞任につきその補欠）

欠

大蔵委員会

理事 日野 市朗君（理事池田元久君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

文教委員会

理事 山元 勉君（理事肥田美代子君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

欠

理事 栗本慎一郎君（理事中山成彬君去る一月二十七日理事辞任につきその補欠）

欠

通信委員会

理事 福留 泰蔵君（理事石田勝之君去る一月十四日委員辞任につきその補欠）

理事 伊藤 忠治君（理事永井英慈君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

一、去る一月二十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 坂上 富男君（理事北村哲男君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

理事 日野 市朗君（理事枝野幸男君去る一月二十九日理事辞任につきその補欠）

欠

外務委員会

理事 赤松 正雄君（理事東順治君去る一月十四日委員辞任につきその補欠）

理事 上原 康助君（理事藤田幸久君去る一月二十九日理事辞任につきその補欠）

欠

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る一月二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

地方行政委員

辞任

木部 佳昭君

補欠

小島 敏男君

農林水産委員

辞任

山田健治郎君

補欠

知久馬 三子君

農林水産委員

辞任

中尾 栄一君

補欠

木部 佳昭君

農林水産委員

辞任

小島 敏男君

補欠

中尾 栄一君

科学技術委員

辞任

知久馬 三子君

補欠

辻元 清美君

一、去る一月二十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る一月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

平賀 高成君

補欠

志位 和夫君

予算委員

辞任

斎藤斗志二君

補欠

小坂 憲次君

予算委員

辞任

萩野 浩基君

補欠

能勢 和子君

予算委員

辞任

上原 清司君

補欠

上原 康助君

予算委員

辞任

加藤 卓二君

補欠

大野 松茂君

河村 建夫君

阪上 善秀君

予算委員

予算委員

辞任

岸田 文雄君

補欠

丹羽 雄哉君

予算委員

辞任

村田 吉隆君

補欠

池田 行彦君

予算委員

辞任

小林 守君

補欠

中野 寛成君

予算委員

辞任

吉田 治君

補欠

菅 直人君

予算委員

辞任

草川 昭三君

補欠

山中 燦子君

予算委員

辞任

鈴木 淑夫君

一、去る一月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

河村 建夫君	阪上 善秀君	内閣委員	松本 純君	予算委員	松田 仁君	懲罰委員	児玉 健次君	平賀 高成君
村田 吉隆君	松本 純君	辞任	矢上 雅義君	望月 義夫君	園田 修光君	辞任	矢島 恒夫君	春名 真章君
岩國 哲人君	松崎 公昭君	大蔵委員	能勢 和子君	大原 一三君	佐藤 勉君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
岡田 克也君	中川 正春君	辞任	能勢 和子君	河村 建夫君	阪上 善秀君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
草川 昭三君	石垣 一夫君	予算委員	矢上 雅義君	島村 宜伸君	新藤 義孝君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
齊藤 鉄夫君	冬柴 鐵三君	辞任	能勢 和子君	村田 吉隆君	竹本 直一君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
西川 知雄君	前田 正君	予算委員	能勢 和子君	小林 守君	細川 律夫君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
加藤 六月君	達増 拓也君	予算委員	能勢 和子君	肥田美代子君	仙谷 由人君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
平賀 高成君	志位 和夫君	予算委員	能勢 和子君	横路 孝弘君	桑原 豊君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
北沢 清功君	知久馬 三子君	予算委員	能勢 和子君	草川 昭三君	富沢 篤敏君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
松本 純君	渡辺 博道君	予算委員	能勢 和子君	齊藤 鉄夫君	坂口 力君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
石垣 一夫君	丸谷 佳織君	予算委員	能勢 和子君	春名 真章君	瀬古由起子君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
知久馬 三子君	伊藤 茂君	予算委員	能勢 和子君	平賀 高成君	児玉 健次君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
渡辺 博道君	小林 多門君	予算委員	能勢 和子君	竹本 直一君	小野寺五典君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
丸谷 佳織君	山中 輝子君	予算委員	能勢 和子君	富沢 篤敏君	池坊 保子君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
奥谷 通君	亀井 善之君	予算委員	能勢 和子君	瀬古由起子君	矢島 恒夫君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
小林 多門君	村田 吉隆君	予算委員	能勢 和子君	江藤 隆美君	牧野 隆守君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
阪上 善秀君	河村 建夫君	予算委員	能勢 和子君	小野寺五典君	村田 吉隆君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
中川 正春君	岡田 克也君	予算委員	能勢 和子君	大村 秀章君	大原 一三君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
松崎 公昭君	岩國 哲人君	予算委員	能勢 和子君	阪上 善秀君	河村 建夫君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
冬柴 鐵三君	齊藤 鉄夫君	予算委員	能勢 和子君	新藤 義孝君	島村 宜伸君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
前田 正君	西川 知雄君	予算委員	能勢 和子君	桑原 豊君	横路 孝弘君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
山中 輝子君	草川 昭三君	予算委員	能勢 和子君	仙谷 由人君	肥田美代子君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
達増 拓也君	加藤 六月君	予算委員	能勢 和子君	細川 律夫君	小林 守君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
志位 和夫君	平賀 高成君	予算委員	能勢 和子君	池坊 保子君	草川 昭三君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君
伊藤 茂君	北沢 清功君	予算委員	能勢 和子君	坂口 力君	齊藤 鉄夫君	補欠	大島 理森君	江藤 隆美君

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

長内 順一君	並木 正芳君
藤田 幸久君	島津 尚純君
岩永 峯一君	村田 吉隆君
小野寺五典君	村山 達雄君
田中 和徳君	龜井 善之君
宮島 大典君	岸田 文雄君
桑原 豊君	生方 幸夫君
島津 尚純君	吉田 治君
中川 正春君	岡田 克也君
赤松 正雄君	齊藤 鉄夫君
並木 正芳君	草川 昭三君
東中 光雄君	平賀 高成君
矢島 恒夫君	春名 真章君

法務委員

辞任

補欠

加藤 紘一君	宮島 大典君
渡辺 喜美君	佐藤 勉君
福岡 宗也君	島 聡君
木島日出夫君	佐々木陸海君
佐藤 勉君	渡辺 喜美君
宮島 大典君	加藤 紘一君
島 聡君	福岡 宗也君
佐々木陸海君	木島日出夫君

外務委員

辞任

補欠

川内 博史君	渡辺 周君
--------	-------

予算委員

辞任

補欠

坂口 力君	漆原 良夫君
渡辺 周君	川内 博史君
漆原 良夫君	坂口 力君
河村 建夫君	阪上 善秀君
岸田 文雄君	佐藤 勉君
葉梨 信行君	桜田 義孝君
牧野 隆守君	田中 和徳君
岩國 哲人君	古川 元久君
岡田 克也君	上田 清司君
草川 昭三君	漆原 良夫君
齊藤 鉄夫君	西 博義君
平賀 高成君	矢島 恒夫君
佐藤 勉君	大村 秀章君
桜田 義孝君	松本 純君
田中 和徳君	鈴木 恒夫君
古川 元久君	渡辺 周君
上田 清司君	石垣 一夫君
漆原 良夫君	白保 台一君
西 博義君	久保 哲司君
矢島 恒夫君	岸田 文雄君
大村 秀章君	河村 建夫君
松本 純君	牧野 隆守君
鈴木 恒夫君	葉梨 信行君
渡辺 周君	岡田 克也君
石垣 一夫君	岩國 哲人君
白保 台一君	草川 昭三君
久保 哲司君	
岸田 文雄君	
河村 建夫君	
牧野 隆守君	
葉梨 信行君	
岡田 克也君	
岩國 哲人君	
草川 昭三君	

議院運営委員

辞任

補欠

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

西 博義君	齊藤 鉄夫君
矢島 恒夫君	平賀 高成君
前島 秀行君	前島 秀行君
前島 健治郎君	前島 健治郎君
志位 和夫君	平賀 高成君
江口 一雄君	小坂 憲次君
小澤 潔君	能勢 和子君
谷津 義男君	滝 実君
横内 正明君	竹本 直一君
上原 康助君	枝野 幸男君
岡田 克也君	今田 保典君
横路 孝弘君	上田 清司君
大野由利子君	旭道山和泰君
草川 昭三君	中野 清君
西川 知雄君	東 順治君
鈴木 淑夫君	武山百合子君
平賀 高成君	矢島 恒夫君
北沢 清功君	辻元 清美君

予算委員

辞任

補欠

江口 一雄君	小坂 憲次君
小澤 潔君	能勢 和子君
谷津 義男君	滝 実君
横内 正明君	竹本 直一君
上原 康助君	枝野 幸男君
岡田 克也君	今田 保典君
横路 孝弘君	上田 清司君
大野由利子君	旭道山和泰君
草川 昭三君	中野 清君
西川 知雄君	東 順治君
鈴木 淑夫君	武山百合子君
平賀 高成君	矢島 恒夫君
北沢 清功君	辻元 清美君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

能勢 和子君	小野寺五典君
枝野 幸男君	田中 慶秋君
小野寺五典君	小澤 潔君
小坂 憲次君	江口 一雄君
滝 実君	谷津 義男君
竹本 直一君	横内 正明君
上田 清司君	横路 孝弘君
今田 保典君	岡田 克也君
田中 慶秋君	上原 康助君
旭道山和泰君	大野由利子君
中野 清君	草川 昭三君
東 順治君	西川 知雄君
武山百合子君	鈴木 淑夫君
春名 真章君	不破 哲三君
矢島 恒夫君	志位 和夫君
辻元 清美君	北沢 清功君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

古屋 圭司君	米田 建三君
伊藤 忠治君	坂上 富男君

(議案提出)

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

経済社会の変革等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案

担軽減措置に関する法律案

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案

(議案受理)

一、去る一月二十二日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案

一、去る一月二十五日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

解雇等の規制に関する法律案

解雇等の規制に関する法律案

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る一月二十九日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

ダイオキシン類対策特別措置法案

(調査要求承認)

一、安全保障委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十六日

安全保障委員長 二見 伸明

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十七日

内閣委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、たばこ事業及び塩事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十七日

大蔵委員長 村井 仁

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十七日

文教委員長 小川 元

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十七日

通信委員長 中沢 健次

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

れを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十九日

法務委員長 杉浦 正健

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年一月二十九日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(質問書提出)

一、去る一月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する質問主意書(藤田幸久君提出)

一、去る一月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国の政府開発援助(ODA)に関する質問主意書(東順治君提出)

一、去る一月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

残虐な刑罰に関する質問主意書(保坂展人君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る一月二十六日、内閣から、衆議院議員加藤六月君提出財団法人交通遺児育英会及びあしなが育英会に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要する

るため、平成十一年二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一月二十六日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出「日米共同方面隊指揮所演習ヤマサクラ35」および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年二月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一月二十九日、内閣から、衆議院議員藤田幸久君提出航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年二月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成十一年二月二日

提出者 大蔵委員長 村井 仁

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成十一年二月二日

提出者

大蔵委員長 村井 仁

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の交付を受けた場合及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の米需給安定対策に係る事業(農業者の拠出金及び政府から交付を受けた米需給安定対策費から成る資金から米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を交付する事業をいう。以下同じ。)に基づく補償金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十年分の所得税については、その交付を受けた緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の金額及びその交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係る米需給安定対策費の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額(以下この条において「補助金等の金額」という。)は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、

政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の交付を受けたもの及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十年度の米需給安定対策に係る事業に基づく補償金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の金額及びその受けた補償金の金額のうち当該法人に係る米需給安定対策費の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額(次項において「補助金等の金額」という。)をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金及び米需給安定対策に係る事業に基づく補償

金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた補助金等の金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成十年度に政府等から交付される緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記憶の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三億円である。